

豊中市文化芸術振興条例をここに公布する。

平成18年3月31日

豊中市長 一色貞輝

#### 豊中市条例第26号

##### 豊中市文化芸術振興条例

文化芸術は、人々の心の糧として市民一人ひとりが人間らしく心豊かに暮らす上でなくてはならないものです。また、文化芸術は、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する社会の基盤となるものです。

豊中においては、これまでも様々な文化芸術の分野において市民主体の活動が活発に行われ、市も、市民の日々の暮らしを豊かにしていこうとする営みやそれを支える諸活動である生活文化と、美術、音楽、演劇、文学、芸能などの芸術文化を文化振興の対象とした「文化振興ビジョン」に基づき市民主体の文化活動の活性化に取り組んできました。

また、少子高齢社会の到来や情報化の進展等によつて価値観が多様化し、社会構造が急速に変化する中で、文化芸術の振興を通して、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めることにより、心豊かな活力ある社会を実現することが求められています。

このことから、さらに市民主体の文化芸術の振興を図り、心豊かな地域社会を築いていくため、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重することを旨としつつ、あらゆる人々と

の様々な協働により，豊中の過去と現在をつなぎ，未来をつくる文化芸術を創造していく必要があります。

ここに私たちは，人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中を実現するため，この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は，文化芸術の振興に関する基本理念を定め，市の役割を明らかにするとともに，文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより，文化芸術の振興を図り，もつて心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術を創造し，享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ，市民が等しく，文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては，市民，芸術家等（芸術家，文化芸術活動の企画等を行う者その他の文化芸術を担う者をいう。以下同じ。），事業者，大学その他の教育機関及び市との間における様々な協働により，文化芸術を担う人材を育て，国内外に発信することができる魅力ある新しい豊中の文化芸術の創造が行われるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては，過去から培われてきた豊中の文化芸術を市民の財産として継承し，これが発展されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては，一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し，尊重することにより，互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、市が実施する施策において、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(市民等の文化芸術の振興への寄与、相互理解等)

第4条 市民、文化芸術活動を行う団体及び事業者は、自らが文化芸術を担う主体であることにかんがみ、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する豊中市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本方針を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(協働の仕組みづくり及び場の整備等)

第6条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、大学その他の教育機関及び市との間における様々な協働が活発に行われるように、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとする。

(市民の文化芸術活動の場及び機会の充実)

第7条 市は、市民の文化芸術に関する関心及び理解を深める

ため，市民が文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造する場及び機会を充実するよう努めるものとする。

（子ども，高齢者，障害者等の文化芸術活動に対する必要な措置）

第8条 市は，子ども，高齢者，障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため，文化芸術に親しみ，これに参加し，又は自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう施設の整備，支援その他の必要な措置を講じるものとする。

（人材の育成）

第9条 市は，文化芸術活動を担う人材の育成を図るため，研修，講座等を実施するとともに，市民と芸術家等との交流の場及び機会を設けるものとする。

（歴史的文化遺産の保存等）

第10条 市は，地域の文化財その他の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに伝統的な芸能の継承及び発展を図るため，歴史的文化遺産を修復し，整備し，公開するとともに，伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

（交流の推進）

第11条 市は，国内外との文化芸術に関する交流を推進するため，必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（情報の収集等）

第12条 市は，文化芸術活動を促進するため，文化芸術に関する情報を収集するとともに，これを市民の利便に資するよう編集し，発信するものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は，文化芸術の振興に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第14条 市は，文化芸術の振興に関する施策の推進について，国，大阪府等との連携を図るとともに，必要な推進体制

の整備を行うものとする。

( 顕彰 )

第 1 5 条 市は ,文化芸術活動において功績があつた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することができる。

( 文化芸術振興審議会 )

第 1 6 条 基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議するため ,豊中市文化芸術振興審議会 (以下「審議会」という。 )を置く。

2 審議会は ,文化芸術の振興に関する重要事項について ,市長に意見を述べることができる。

3 審議会は ,委員 1 2 人以内で組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか ,審議会の組織及び運営に関し必要な事項は ,市規則で定める。

附 則

1 この条例は ,平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし ,第 1 6 条及び次項の規定は ,市規則で定める日から施行する。

2 委員等の報酬及び費用弁償条例 (昭和 3 1 年豊中市条例第 1 9 号 )の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 6 号を第 5 7 号とし ,第 4 7 号から第 5 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ ,第 4 6 号の次に次の 1 号を加える。

・ 文化芸術振興審議会

委 員 日 額 9 , 7 0 0 円

第 4 条中「第 5 6 号」を「第 5 7 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 5 5 号」を「第 5 6 号」に ,「第 5 6 号」を「第 5 7 号」に改める。